

令和5年度

○独自項目の必要性、代替性、実現性で、優劣を評価し、マトリックス表で1次評価し、個別状況で2次評価⇒判定

一次評価

ステップ①必要性的評価

計画上の位置付けや防災、配置状況や周辺の環境等の視点から未整備区域の公園整備の必要性が高いか低いかを評価します。

評価項目の例：都市計画マスタープランや立地適正化計画の位置付けの有無

ステップ②代替性的評価

代替性は必要性を補完するもので、都市計画決定の変更や廃止を行う上で求められるものです。都市計画決定当初に期待されていた公園の機能が他の施設や緑地で代わりになるかどうかを評価します。

評価項目の例：誘致圏に当初計画されていた未整備施設と同様の施設の有無

ステップ③実現性的評価

整備の困難性や達成度、災害リスクの視点から整備の難易度を評価します。

評価項目の例：各種ハザード区域の該当の有無

ステップ①、②、③の評価結果による存続・廃止の方向性的評価

存続候補

廃止候補

二次評価

一次結果を基に、各公園の個別状況を踏まえて評価

二次評価では、各公園毎それぞれの公園特有の状況、例えば他計画との整合や規模などを評価し、存続・変更・廃止に分類します。

存続

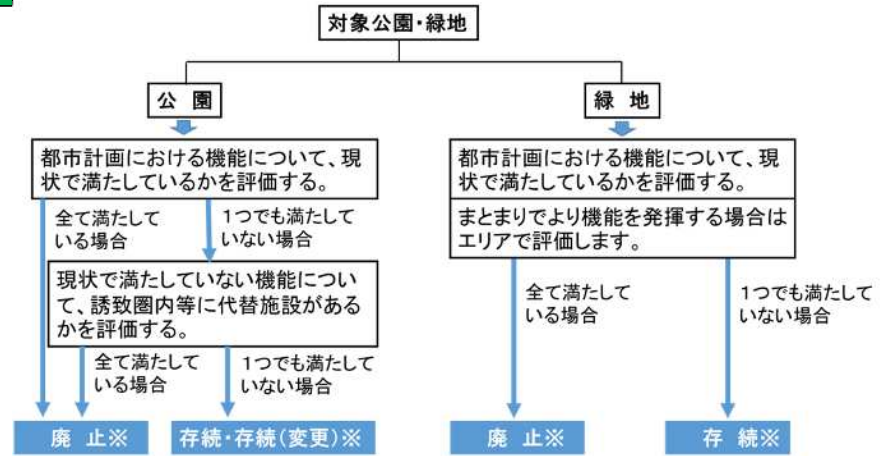
変更

廃止

第2回検討委員会資料より

令和6年度

○機能の必要性及び代替性で評価⇒判定



○主な変更点と理由

- ・都市計画決定の変更は、現状で必要性を満たしているかが重要であるため、都市計画決定の目的としての機能を重視した評価へ変更する。
- ・二次評価で廃止候補から存続（変更）に評価結果が覆ることがないように、二段階評価から一段階評価に変更する。
- ・都市計画決定の変更は、実現性が低いことのみで廃止はできないことから、実現性の評価は整備の優先度の参考に活用する。

○実現性等の評価は、整備の優先度の参考

必要性	評価ア：公園に関する都市計画の目的に対する視点 【公園】1. 同種の都市公園が誘致圏*内にある 2. 地域防災計画に位置付けがある 3. 景観計画において「景観資源」として位置付けがある 【緑地】1. 地域防災計画に位置付けがある 2. 景観計画において「景観資源」として位置付けがある *：誘致圏とは、街区・地区公園については、利用者を誘致する距離。（街区公園250m、地区公園1km） 総合公園・緑地については、地区公園の誘致距離1kmを適用する
	評価イ：関連する法規制、上位・関連計画に対する視点 【公園・緑地】1. 都市計画マスタープランの「水と緑の拠点」又は「水と緑のネットワーク」に位置付けられている 2. 都市計画決定区域が緑の基本計画の「緑化重点地区」に位置する 3. 都市計画決定区域が立地適正化計画の「居住誘導区域」に位置する
	評価ウ：都市計画決定当初からの変化に対する視点 【公園・緑地】1. 都市計画公園における未整備区域のある公園がDID区域内にある
実現性	評価エ：整備の実現性に対する視点 【公園・緑地】1. 未整備区域の宅地化率が50%未満である
	評価オ：市民の意向やニーズに対する視点 【公園・緑地】1. 市民アンケート結果で、公園の必要性が50%以上である 2. 地権者アンケート結果で、都市計画区域から除外されることへ賛成の割合が50%以上である